

自主的避難等対象区域（県中地域）においてホテル及び結婚式場等を経営する申立会社のホテル部門及びブライダル部門の営業損害（逸失利益）について、申立会社の商圈における人口が避難により減少したこと等により結婚披露宴の実施数が減ったことを考慮して、平成27年9月分から平成28年8月分まで、原発事故の影響割合を3割として賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人有限会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する（以下、「本和解」という。）。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 記

(1) 逸失利益（自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日）

(2) 本件和解仲介に関する弁護士費用

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目（前項記載の期間に限る。）に対する和解金として、下記のとおり金2745万0623円の支払義務があることを認める。

### 記

(1) 逸失利益 金2665万1090円

(2) 本件和解仲介に関する弁護士費用 金79万9533円

上記合計 金2745万0623円

### 3 支払方法

（省略）

### 4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

### 5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

(1) 本和解に定める金額を超える部分については、本和解の効力は及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

(2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金については、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年11月9日

（仲介委員 渡邊敏）